

宇治市ふれあい収集について

宇治市ふれあい収集とは、ごみの収集場所（定点）まで家庭ごみを排出することが困難な高齢者や障害者世帯等を対象に戸別訪問し、ごみ収集を行うサービスです。

また、声かけ等を行うことにより高齢者や障害者等の方々とコミュニケーションを図り、安否確認も行うサービスです。

対象となる世帯

市内在住の一人暮らしの世帯で、家庭ごみを定点に排出することが困難で他者の協力を得ることができない、次のいずれかに該当する者。

- 1 介護保険法において要介護1以上の認定を受けた者
 - 2 介護保険法において要支援1又は2の認定を受け、介護等のサービスを現に利用している者
 - 3 身体障害者手帳の交付を受け、障害の等級が1級又は2級に該当する者
 - 4 療育手帳の交付を受け、等級が療育Aに該当する者
 - 5 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の等級が1級に該当する者
 - 6 上記に掲げる者のほか、ごみを定点に排出することが困難であると市長が特に認める者
- ※ 同居人がいる場合でも本人及び同居人が上記に該当する場合も対象となります。
- ※ 要介護認定や手帳等を申請中（区分変更を含む）の方は、区分・等級等決定後に申請してください。

申請から収集まで

- 1 （申請）ご本人に限らず、ご家族、ケアマネジャー等の代筆記入でも申請は可能です。
 - 2 （調査）申請書受理後、職員が訪問調査し、申請内容の確認、ごみの収集状況等を確認します。
 - 3 （決定）訪問調査後、ふれあい収集の開始の可否の決定を文書で送付します。
 - 4 （収集）申請者等と事前に打合せした日に市職員が戸別収集します。
- ※ ふれあい収集が利用出来ない者は、通常どおり定点収集となります。

申請方法

申請書に必要事項を記入の上、宇治市まち美化推進課へ提出してください。

対象ごみ

もえるごみ、もえないごみ、資源ごみ（空き缶、空きびん、ペットボトル、プラマーク、古紙など）

収集方法

週1回一括で戸別訪問収集。ごみの種別ごとに別袋に入れて、袋口をしぼって出してください。

- ※ 日常生活で排出される以外のごみ「臨時ごみ」を排出しようとするときは、事前に連絡してください。
- なお、大型又は多量のごみの場合は、一般家庭と同様に臨時ごみとして有料での収集となります。